

## 山形県景観計画の一部変更について

### 1 山形県景観計画を一部変更する理由

山形市が中核市移行に伴い景観行政団体になるため

景観行政団体とは、景観行政を担う主体として景観法に設けられた概念です。景観行政団体は、良好な景観の形成に関する景観計画の策定主体となります。

県又は市町村が景観行政団体になれますが、1つの地域では、県又は市町村のどちらか一方が景観行政団体になります。

### 2 変更する内容

(1) 山形県景観計画の区域から山形市の区域を除外する

(2) (1) に伴い別表第2の保全対象眺望景観の視点から国道286号を除外する

※ 山形県景観計画新旧対照表参照

### 3 変更する時期

平成31年4月1日 (山形市が景観行政団体に移行する日)

### 4 変更後の措置

山形市の区域においては、景観行政団体になった山形市が策定する景観計画が適用されることとなります。

#### (参考) 関係条文

##### 【景観法】

(景観計画)

第8条 景観行政団体は、都市、農山漁村その他市街地又は集落を形成している地域及びこれと一体となって景観を形成している地域における次の各号のいずれかに該当する土地の区域について、良好な景観の形成に関する計画を定めることができる。

(以下、略)

(策定の手続)

第9条 景観行政団体は、景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

2～5 略

6 景観行政団体は、景観計画を定めたときは、その旨を告示し、国土交通省令・農林水産省令・環境省令で定めるところにより、これを当該景観行政団体の事務所において公衆の縦覧に供しなければならない。

7 略

8 前各項の規定は、景観計画の変更について準用する。